

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 昭和60年4月から平成元年3月まで
③ 平成6年4月から7年5月まで
④ 平成7年12月

申立期間①、②の国民年金保険料の免除申請手続及び申立期間③、④の国民年金保険料の納付については夫が必ず行っていた。

夫が「国民年金保険料だけは、将来のために支払っておかないと自分たちが先で困るから。」と言っていたのを思い出す。

申立期間の国民年金保険料の納付と申請免除をしていたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間直前の平成7年6月から同年11月までの期間及び当該期間直後の8年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を、それぞれ9年7月から同年12月までの期間及び10年2月から同年4月までの期間に時効とならない最後の月に定期的に毎月過年度納付されていることから、申立期間④の1か月についても納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、A市B区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録によれば、申立期間①直前の昭和54年4月から56年3月までの期間、申立期間②直前の57年4月から60年3月までの期間及び申立期間②直後の平成元年4月から6年3月までの期間については、申請免除期間となっているものの、申立人の国民年金保険料の免除申請手続を行っていたとする申立人の夫の当該期間に係る国民年金保険料も未納となっている

など、申立期間①及び②については、国民年金保険料の免除申請が行われた事情はうかがわれない。

また、申立期間③については、申立人は、平成9年4月から、国民年金保険料の現年度納付を開始しているとともに、前述のとおり、当該期間直後の7年6月の保険料が9年7月に過年度納付されたことが確認できることから、その時点では当該期間の国民年金保険料は、時効により過年度納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を免除されていたこと、及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を申請免除していたこと、及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 41 年 10 月まで
② 昭和 42 年 1 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、長年商売をしており、几帳面な性格で金銭的なことには厳格な人だったし、私の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付も、母がすべてやってくれていた。また、結婚後も母と同居し、私たち夫婦の保険料の納付や年金手帳の管理は母がしてくれていた。

現在、母から当時の状況を確認することはできないが、母が保険料の納付を怠るとは考えられない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間直前の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が、オンライン記録では未納とされていたが、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では納付済みとされていたことから、平成 21 年 8 月に納付記録が訂正されており行政側の記録管理の不備がうかがわれる上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人についても申立期間③を含む昭和 46 年度の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

また、申立期間④及び⑤については、それぞれ 3 か月と短期間であり、当

該期間の前後の期間は現年度納付されていることから、当該期間についても納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 6 月に申立人の母親と同日に払い出されており、オンライン記録では、国民年金手帳記号番号が払い出された際に、申立人の母親は、国民年金の受給資格を満たす必要から申立期間①及び②を含む 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることは確認できるものの、申立人については、申立人の母親と異なり、国民年金手帳記号番号が払い出された以降の期間の保険料を納付することにより国民年金の受給資格を満たすことから、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付する特段の事情は見当たらず、申立人の母親が特例納付及び過年度納付を行っていることをもって、申立人についても同様に特例納付及び過年度納付が行われたとは言い難い。

また、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年6月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和43年12月に母の勧めもあり国民年金に加入した。18歳から仕事をし、生活費等は母に渡していたので、母が私の国民年金保険料を納めてくれていたと思う。

また、昭和48年に結婚し、妻と義母の3人で暮らしており、妻も商売をしていたので、金銭的には不自由のない生活をしてきた。また、私たち夫婦の国民年金保険料は、義母が一括で納付してくれていた。義母は几帳面きちょうめんな人で、信頼できる人だったので、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年から60歳に到達するまでの期間について、当該期間を除き国民年金保険料の未納は無いこと、及び当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがわれ、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年8月にA県B市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、同市の国民年金被保険者名簿では、同手帳記号番号が払い出された翌月の同年9月に、この時点

できかのぼって納付することが可能であった44年7月から46年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①については時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間のうちの3か月及び50年4月から51年3月までの期間のうちの3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月までの期間のうちの3か月
② 昭和50年4月から51年3月までの期間のうちの3か月

国民年金への加入時期は遅かったが、将来のことを考え、国民年金保険料をきちんと納めていたはずである。ところが、昭和48年度及び50年度の年金記録に漏れがあることに驚いている。国民年金保険料を未納とすることはあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ3か月と短期間である上、申立人は、昭和36年4月から45年3月までの9年間の国民年金保険料を特例納付し、国民年金加入期間について、当該期間を除き保険料をすべて納付していることから、申立人は当該期間について国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、本来、申立人に係る特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないなど、行政側の記録管理の不備もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から35年2月14日まで

私は、A協同組合B支部に10年間勤務したが、ずっと厚生年金保険は加入していなかったと思っていたところ、ねんきん特別便により、同組合での厚生年金保険加入記録があるものの、退職後、脱退手当金を受給した記録になっていることを知り驚いた。

当時、健康保険証は持っていたが、厚生年金保険被保険者証はもらっておらず、厚生年金保険の加入や脱退手当金制度自体を知らなかったのに、会社に脱退手当金受給の意向を伝える訳は無く、脱退手当金受給手続についての説明なども受けていないし、自分で請求手続もしていない。

その後に勤務した会社では、結婚が決まって退職する際に、厚生年金保険被保険者証などの書類をもらって社会保険事務所（当時）に行くように言われ、自分で行って手続をし、脱退手当金を受給した。

A協同組合B支部での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協同組合B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人が退職した後に訂正されているにもかかわらず、オンライン記録における当該資格喪失日は、本申立時点において被保険者名簿と一致しておらず、その後、合理的な理由なく訂正されているなど、行政側において申立人の年金記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、支給されたとする脱退手当金の金額は、法定支給額と267円相違し

ており、その原因は不明である。

さらに、当該被保険者名簿において、昭和 26 年から 40 年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある 9 人のうち、連絡が取れた 4 人に申立期間当時の当該事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したが、いずれも会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無いと供述している上、社会保険事務を担当していた者一人は、「在職中に従業員の脱退手当金の受給手続を行ったことは無く、会社が代理請求を行うはずは無い。」と供述しているなど、事業主による代理請求をうかがわせる供述は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月1日から同年11月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月16日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年3月から同年9月までの期間については1万2,000円、同年10月については1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年11月まで

公共職業安定所の紹介により、妻と一緒にB県のA社に入社し、昭和36年11月から37年11月まで勤務した。厚生年金保険料控除の記憶はあり、一緒に勤務した妻には厚生年金保険の記録があるのに自分だけ記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

夫婦一緒に勤務していたとの申立内容や業務内容に関する申立人の記憶が同僚の供述と符合し、申立人の妻にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び元事業主の子の供述から判断すると、少なくとも申立人の妻の厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和37年3月1日から同年11月15日までの期間においては、申立人が同事業所に勤務していたものと認められる。

また、申立人及びその妻が供述する申立期間当時の全従業員として名前を挙げた6人全員がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認でき、申立期間当時の被保険者数とも一致する上、上記被保険者名簿から名前が確認できた同僚が申立期間前後の期間に勤務していたと記憶

する他の同僚5人全員について、試用期間と思われる期間満了後に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、事業主は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月1日から同年11月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務内容であった同僚の標準報酬月額に係る記録から、昭和37年3月から同年9月までの期間については1万2,000円、同年10月については1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、当時の事情を聴取することはできないが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は確認できない上、当該期間における健康保険の整理番号にも欠番が見当たらず、社会保険事務所（当時）が被保険者資格の取得及び喪失の2回の機会にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年3月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立人の妻の厚生年金保険被保険者記録が確認できない昭和36年11月から37年2月末日までの期間については、申立人の具体的な勤務実態についての同僚の供述も得られず、申立期間始期から申立人の妻が厚生年金保険被保険者資格を取得するまで約4か月を要していること、及び33年4月から勤務していたと記憶する同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年9月1日となっていることなどを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで

A社のC工場からD社E工場に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の人事発令記録履歴、及び同社の回答から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和49年5月1日にA社からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間②のうち、昭和27年7月31日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人のA社C営業所における資格取得日は昭和29年1月25日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和27年7月31日から同年8月25日まで
③ 昭和29年1月25日から同年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、B社が申立人に提出した退職金台帳及び同社の回答等から判断すると、申立人が、A社を昭和27年7月31日に退職するまで継続して勤務していたものと認められる。

また、当該退職金台帳に記載されている者のうち、申立人と同日の昭和

27年7月31日に当該事業所を退職している申立人の同僚は、同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期の昭和27年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「私は、昭和27年4月末にA社を退職しているが、同月における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、退職月の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。」と供述している。

一方、当該退職金台帳によれば、申立人の退職日は昭和27年7月31日と記載されており、同僚からも、申立期間のうち、同年8月1日以降の勤務実態について明確な供述を得ることができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和27年7月31日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和27年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和27年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、雇用保険被保険者記録、B社が申立人に提出した職員カード等から判断すると、申立人が申立期間においてA社C営業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社D営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日欄に昭和29年1月25日と記載されているものの、異動先の同社C営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日欄は空欄となっており、資格取得日を確認することができない上、同名簿において、申立人の健康保険整理番号の1番前に記載されている同僚についても被保険者資格取得日欄が空欄となっているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、同社C営業所における被保険者記録は確認できない。

さらに、当該名簿において、申立人の健康保険整理番号の2番前に記載さ

れている同僚については、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 29 年 2 月 1 日と記載されているのに対し、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同日を含む 28 年 1 月 24 日から 29 年 3 月 1 日まで同社における厚生年金保険被保険者であることが確認できるほか、当該記録は、厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致しているが、同台帳においては同社 C 営業所における被保険者記録は確認できないなど、申立人及び同僚に係る年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

なお、申立人及び上記同僚二人の厚生年金保険被保険者台帳の備考欄には、「担当課書換」のスタンプ印が確認できるが、日本年金機構では、「当該スタンプ印は、当時の厚生年金保険被保険者台帳の内容を転記して書き換えたことを表す。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 29 年 1 月 25 日に A 社 C 営業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 29 年 2 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

3 申立期間①について、雇用保険被保険者記録、B社が提出した退職金台帳から判断すると、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 6 人について雇用保険被保険者記録を確認した結果、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得する 1 か月から 12 か月前に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち、申立人と同日の昭和 24 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚一人については、申立人と同様、厚生年金保険被保険者資格取得日の約 2 か月前に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社では、「退職金台帳、職員カード及び退職金決定通知を除き、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人と同日の昭和 24 年 6 月 1 日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 3 人は、いずれも同年 4 月から勤務していたと供述している上、うち一人は、「当時、入社した全員について、条件付き採用期間というものがあったように記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、同台帳索引票及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、いずれも、申立人の被保険

者資格取得日は昭和 24 年 6 月 1 日となっていることが確認できる。

なお、B社が申立人に提出した社会保険台帳では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 24 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できるが、同台帳の申立人が記載されている頁には、23 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している 19 人の者がイロハ順に記載されていることから、同台帳は申立期間当時に作成されたものとは考え難い上、同台帳において、申立人とほぼ同時期の被保険者資格取得日が記載されている 3 人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、その被保険者資格取得日を確認したところ、申立人を含む二人について資格取得日に係る記録は一致しない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成 20 年 2 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成 19 年 4 月から同年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から 20 年 1 月までは 24 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 28 日から 20 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が平成 20 年 1 月 31 日までA社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、19 年 4 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、オンライン記録においては、当該事業所は平成 19 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人を含む 16 人について、いずれも、20 年 5 月 15 日付けで、19 年 9 月 1 日に決定された標準報酬月額が取り消され、同年 4 月 28 日にさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、かつ、当該訂正処理前の記録から、申立期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 19 年 4 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日

は雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である 20 年 2 月 1 日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、取消前のオンライン記録から、平成 19 年 4 月から同年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から 20 年 1 月までは 24 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年9月21日、資格喪失日に係る記録を45年1月5日とし、申立期間②の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和44年9月21日から45年1月5日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和34年3月に入社し、53年7月に退職するまで継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の在籍証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社本社から同社D事業部に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の在籍証明書及び辞令等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 44 年 9 月 21 日にA社本社から同社C工場、45 年 1 月 5 日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 44 年 8 月の社会保険事務所の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る同原票の記録が失われたとは考えられない上、事業主による資格取得届及び同喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 9 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月31日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、脱退手当金が支給決定された昭和21年5月20日にはB社に勤務しており、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の脱退手当金の「支給日」は、昭和21年5月20日とされているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の「支給年月日」欄には、同年6月28日と記載されていることが確認できることから、当該脱退手当金の支給日は同日であったと認められるところ、旧台帳記載の「支給年月日」において、申立人は、既にB社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

一方、社会保険庁（当時）の通知によると、「脱退手当金の請求年月日が不明であり、かつ、支給年月日において厚生年金保険被保険者であった者については、当該脱退手当金の請求日においても厚生年金保険被保険者であった者とみなす。」、「脱退手当金の請求日に厚生年金保険被保険者であった者（前記により厚生年金保険被保険者とみなされた者も含む。）にかかる脱退手当金支給記録については誤裁定であることから当該支給記録の取消しを行う。」とされていることから、申立人の年金記録の脱退手当金支給記録は取り消されるべきものと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町（現在は、B市）役場における資格喪失日に係る記録を平成16年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成16年6月30日に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額（13万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

私は、平成13年4月3日から16年6月30日までA町役場に勤務しており、雇用保険の離職日も同年6月30日と記録され、同町役場が発行した退職証明書でも退職日は同年6月30日と記載されている。

また、平成16年6月分給与及び同年6月支給賞与から厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことには納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とし、当該賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、申立人が所持する給与明細書及

びA町役場が発行した退職証明書から判断すると、申立人が同町役場に申立期間において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成16年6月分給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成16年7月1日とすべきところ、誤って同年6月30日として届け出たと思われると供述していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、平成16年6月30日において、その主張する標準賞与額（13万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないと思われることから、事業主から当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年6月30日の標準賞与額（13万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月まで

兄妹のなかで私のみが厚生年金保険の適用がないところに勤めていたので、私の国民年金への加入手続をしたと親から聞いていた。申立期間当時、A 市に両親と住んでおり、毎月、食費を家に入れていたが、それとは別に、割賦で購入した自分専用のミシン代、国民年金保険料を母に渡していたのを憶えている。

B 信用金庫の人がバイクで家に来ていた記憶があるが、それが何の集金だったかは定かではない。母がよく郵便局に行っていたので、もしかしたら郵便局で国民年金保険料を納めていたかもしれない。母が納めてくれていたころは年金手帳がなくて、年金手帳はずっと後に送られてきた。母に無くさないようにと言われ、その後は私が保管し、国民年金保険料を納めてきた。以後、任意加入の期間は一度も納めなかったことはなく、全期間の領収書を保存している。

私の両親は店を営んでいたが、生活に窮したことはなく、税金関係は一度も滞納したことはない。申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月に払い出されていることが確認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない上、申立人は、国民年金手帳が無いにもかかわらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと供述しているが、A 市では、同市における国民年金保険料の収納方法が印紙検認方式から納付書方式に移行したのは 50 年ごろとしていることから、申立期間当時は、

国民年金保険料の納付には国民年金手帳が必要であり、申立人の母親は国民年金手帳が無いままに国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、B信用金庫の職員がバイクで国民年金保険料を集金に来ていたとしているが、申立人が所持している昭和50年度第1期及び同年度第2期の領収書には、昭和50年8月21日付けのB信用金庫の収納印が押されていること、A市における保険料の収納方式が納付書方式へ移行したのが50年ごろからであること、及び申立人が母親に国民年金保険料として渡していたとする金額は、同年1月からの国民年金保険料額に近似していることから、申立人の母親が国民年金保険料の納付を始めた時期は、同年8月ごろであると推認される。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

国民年金保険料の納付及び免除申請手続については必ず行っていたので、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録では、申立期間①直前の昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、申立期間②直前の 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び申立期間②直後の平成元年 4 月から 4 年 3 月までの期間については、申請免除期間となっているものの、申立人が同時に国民年金保険料の免除申請手続を行っていたとする申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料も未納となっているなど、申立期間①及び②については、国民年金保険料の免除申請手続が行われた事情はうかがわれない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料 (日記等) は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年3月まで

昭和62年4月の大学入学時に、大学職員から、「大学生は、国民年金への加入が義務になった。」と説明を受けたので、社会保険事務所（当時）に行き、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者になった日 平成3年4月1日」と記録されていること、及びA市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の「国民年金資格取得」欄に「強 3. 4. 1」と記録されていることを踏まえると、申立期間は、国民年金に未加入の期間となり、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和62年4月から、大学生は、国民年金加入が義務になった。」と説明を受けたと申し立てしているところ、大学生の国民年金加入が強制加入となったのは、平成3年4月1日からであり、上記の国民年金被保険者名簿の表記とも合致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から43年12月まで

私は、20歳直前からA地方で勤務していたが、勤務先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入した。40年前のことなので、加入手続を行った時期をはっきりとは憶えていないが、国民年金手帳を受領した記憶がある。B区役所のすぐ近くに住んでいたため、昭和49年にC市に帰るまで同区役所で国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和44年からの保険料は納付済みとなっているが、それ以前から国民年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は、B区において払い出されていること、及び申立人の国民年金手帳は昭和45年2月に交付されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の国民年金手帳記号番号払出簿において申立人の記号番号が記載されているページでは、各被保険者は、住所の番地等の昇順に並べられていること、及び全員が国民年金の強制加入対象者であることを踏まえると、行政側の加入勧奨に応じて昭和45年2月に国民年金手帳の交付を受けた者が同払出簿に記載されていることがうかがえ、申立人については、申立期間を含む39年8月から45年1月ごろまでの期間は国民年金に未加入であったために国民年金の加入勧奨対象者とされたことが推認され、申立人が、「B区に居住している

時、区役所から書類を送ってきたので、その書類を持って区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。」と供述していることとも符合する。

さらに、申立人は、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を特例納付していることは確認できるが、申立期間の国民年金保険料については、申立人は、特例納付した記憶は無いと供述している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1965（事案 1350 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 41 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 41 年 1 月まで

前回の申立てで、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間に関しては年金記録が回復できたが、申し立てた期間の大部分は認めてもらえなかった。

今回、当時の国民年金手帳が見つかり、その手帳の被保険者資格得喪欄の表示は元々、「昭和 38 年 4 月 9 日資格取得、41 年 11 月 1 日資格喪失」とされていたのを A 社会保険事務所（当時）の印で訂正されており、52 年に B 市 C 区に転居以降の時期に訂正されたものと思われること、及び 41 年 1 月ごろまでは保険料を納付していた夫の記憶から、D 町（現在は、E 町）に居た時は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間について保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、E 町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和 39 年 12 月 25 日から 44 年 8 月 16 日までの期間に「不在被保険者」であること、及び同年 8 月 16 日に申立人の所在が判明したことの記録が確認でき、申立人の所在が判明した時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどとして、当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として新たに当時の国民年金手帳を提示し、その国民年金被保険者資格欄の申立期間に係る資格得喪記録の訂正前の記録及び申立人の夫の記憶から、申立

期間は国民年金被保険者期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付していたはずであると主張するが、当該手帳の昭和38年度4月から12月までの欄には検認印があるにもかかわらず、同年度1月から3月までの欄は空欄であり、右頁切取の割印も確認できる上、印紙検認記録の同年度の次のページは48年度の記録であることを踏まえると、当該手帳の記録は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 45 年 6 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、46 年 1 月 15 日から同年 2 月 21 日までしか確認できない旨の回答を受けた。

私が申立期間について勤務していたことを知っている同僚もいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者記録が申立期間直後の昭和 46 年 1 月 15 日から同年 2 月 21 日まで確認できること、仕事内容等に関する申立人の供述、及び申立人の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない上、当時の従業員に対する厚生年金保険の加入の取扱いについても不明である。」と回答している。

また、当該被保険者名簿によれば、申立人が申立期間に勤務していたことを承知している者として名前を挙げた同僚については、被保険者記録が確認できない上、同時期に当該事業所に勤務し、連絡の取れた 4 人の同僚は、いずれも申立人に係る記憶は無いとしているが、うち二人は「自分も試用期間には厚生年金保険に加入していないようである。」と供述していることを踏まえると、当時、同事業所では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和

46年1月15日となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月1日から60年2月28日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う報酬月額よりも低く記録されている。

当時、申立事業所において専務取締役として勤務していたが、報酬月額は約50万円であったと記憶しており、私が唯一保存している給与所得の源泉徴収票（昭和59年分）を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人が提出した昭和59年給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、同年に係るオンライン記録上の標準報酬月額を基に算定した健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の社会保険料控除額とおおむね一致していることが確認できる。

また、B社では、「申立期間当時の社会保険適用関係資料は既に保管しておらず、厚生年金保険料控除の状況を明らかにできないが、当時のA社では、基本給のみにより標準報酬月額を算定し、月ごとに変動する歩合給については賞与として計上しており、歩合給相当額を賞与の仮払金として加算した額を報酬月額として支給していたと聞いており、申立人の主張する報酬月額は歩合給相当額を加算した額であり、健康保険及び厚生年金保険の保険料額を控除して積算した報酬月額とは異なっていたのではないか。」と回答していることを踏まえ、A社及び社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さ

はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで

A社B工場（C社D事業所E工場を経て、現在は、F社G工場H地区）において、労働組合に配属され、組合の事務員として勤務していた期間の厚生年金保険の記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚についてA社B工場における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、このうちの一人を含む、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた3人の同僚の供述及び申立期間とほぼ符合する昭和35年4月1日から40年3月31日までの期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立期間において、申立人が同社同工場において労働組合の事務員として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したともとは考え難い。

また、A社B工場に係る労働組合の事務を担当していたと申立人及びその夫が供述する申立人の前任者及び後任者二人の記録は上記被保険者名簿では確認できない上、元労働組合委員長であった同僚及びF社G工場の総務担当者は、「申立期間当時、労働組合の女性事務員の給料は、労働組合が負担していた。」と供述しており、申立人に係る雇用保険被保険者記録が確認できる事業所（名称は不明）の事業所番号とA社B工場の事業所番号が異なることなどか

ら判断すると、申立人に係る厚生年金保険法上の事業主が同社同工場代表者であったとの確認はできず、同社同工場に係る労働組合についても、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、F社G工場には当時の資料は残されていない上、当時の事務担当者も不明なため、当時の事情について聴取することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から30年まで
(A社)
② 昭和30年から35年まで
(B社、C社)
③ 昭和35年から39年まで
(D社)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、国民学校高等科を卒業してすぐに働き始めたA社及びそれに引き続いて働いていた二つの事業所について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。当時の事業所の所在地や仕事内容を記憶しており、勤務していたことは間違いなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民学校高等科を卒業してすぐにA社に勤務し始め、自宅から徒歩通勤していたと供述しており、供述どおり、同社は、申立人の自宅から徒歩通勤が可能な距離に位置していたことが登記簿等から確認できる上、申立人の仕事内容の記憶は具体的で、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述内容と符合していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間①において、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、法人登記の記録において昭和23年3月18日が会社成立日であるA社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間①後の32年7月1日であり、申立期間①においては同社は適用事業

所ではない。

また、A社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚は、「申立期間当時、工場の中で加工作業に従事していた者は、季節雇用の日雇で、会社が厚生年金保険に加入した以降も、加工作業従事者は厚生年金保険には加入していない。」と供述しており、申立人も、上記同僚の供述どおりの勤務実態であったことを認めている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の事情を聴取することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社の所在地を詳細に記憶しているほか、入社、退職の理由や仕事内容の記憶は具体的であることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、法人登記の記録において昭和17年4月27日が会社成立日であるB社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間②中の31年8月1日であり、申立期間②の始期である30年から31年7月までの期間においては、同社は適用事業所ではない。

また、B社が適用事業所に該当することとなった日から申立期間②終期の35年の12月末日までの期間においては、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

さらに、申立期間②内にB社における厚生年金保険被保険者記録を有し、法人登記の記録により、申立期間②後に同社の代表取締役であった経歴を有する者は、「会社には5、6人の正社員がいたが、工場で働いていた他の従業員は季節雇いで、厚生年金保険には加入していない。」と供述し、上記被保険者名簿により名前が確認できた他の同僚も「当時、会社には正職員、準職員、臨時職員がいた。申立人は仕事内容から臨時職員であったと思う。」と供述していることから、事業主は、工場内での加工作業に従事していた従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の事情を聴取することができない。

なお、申立書記載の「C社」については、法人登記の記録により、会社として成立した日が申立期間②始期から約24年後の昭和54年4月7日であり、また、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該

当することとなったのは、申立期間②始期から約 27 年後の 57 年 1 月 1 日であることが確認できることから、申立人に再確認を行った結果、同社は申立事業所ではなかったことが確認された。

- 3 申立期間③について、申立人の仕事内容の記憶は具体的で、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述内容と符合していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間③において、申立人が同事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間③終期から約 3 年後の昭和 42 年 11 月 1 日であり、申立期間③において、同社は適用事業所ではない。

また、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため当時の事情を聴取できない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚は、「E社内にあったD社の事務所で経理の仕事をしていた。当時、働いていた従業員は全員が正社員であったが、2、3人の、厚生年金保険には加入していない臨時雇用の人が働いていた。」「F社内の現場で働いていたが、当時、仕事が見つくて頻繁に従業員が入れ替わっており、短期雇用の従業員がいたと思う。」と供述している。

- 4 申立人は、すべての申立期間に係る同僚の名前を記憶していないことから、当時の同僚から供述を得ることができない上、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで

昭和 55 年 5 月から A 社で勤務し始めたが、A 社が株式会社化される 57 年 3 月より前の期間について厚生年金保険の記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 54 年から A 社で勤務していたと供述する同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 社に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A 社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、昭和 56 年 6 月 2 日付けで法人登記された株式会社化後の A 社が適用事業所に該当することとなった 57 年 3 月 1 日と同日に、申立人、事業主及び申立人が名前を挙げた同僚など 6 人が、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記 6 人のうち、基礎年金番号が確認できる 4 人（申立人を除く。）については、いずれも、申立期間の全期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、そのうちの一人であり、申立人の勤務実態について供述した上記同僚は、「自分が A 社で勤務を始めた昭和 54 年ごろは、A 社は個人事業所で、社会保険は無く、国民健康保険に切り替えた記憶がある。自分の年金記録は合っている。」と供述しており、事業主夫婦を含む、残り 3 人については、申立期間が国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

さらに、株式会社化後の A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しな

くなっており、当時の事業主及び事務担当者であったと思われる当該事業主の妻に照会したものの、回答が得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年から39年9月まで

A社のB出張所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社のB出張所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所のB出張所に勤務していた申立人の同僚3人は、いずれも申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間は分からないと供述しているほか、それぞれ、「当時、正社員と臨時採用の従業員がいたが、申立人の厚生年金保険の適用については分からない。」、「当時、正社員と臨時採用の従業員がいたが、現地採用の臨時職員の場合は、正社員ではなく厚生年金保険にも加入していなかったと思う。」、「当時の社会保険の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿及び同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

なお、当該事業所の関連会社であったC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の氏名は、同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した約5か月後の昭和38年9月27日に婚姻後の姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年10月29日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月6日から42年6月1日まで

A社、B社及びC社のいずれかの事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これら事業所の経営者は同じであったと記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所の記録によれば、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、昭和42年6月1日から同年12月31日までとなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づく申立人の被保険者記録と合致しており、申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、当該名簿の記録によれば、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は病气療養中であるため、当該事業主の妻に照会したところ、「夫は、昭和50年ごろまで、申立事業所における事業主であったが、当時の関係資料等は保存していないことから、申立ての事実を確認することができない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

2 B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の記録によれば、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業

主は既に死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「当時の事業主は父であるが、既に死亡しており、当時の関係書類も保存されていないため、申立ての事実を確認できない。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、当該名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が勤務していたと主張しているC社については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年11月1日であり、申立期間における適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該名簿の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は病气療養中であるため、当該事業主の妻に照会したところ、「夫は、昭和50年ごろまで、申立事業所における事業主であったが、当時の関係資料等は保存していないことから、申立ての事実を確認することができない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚等の連絡先が不明であり照会することができず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 4 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから同年11月ごろまで
A県にあったB社に、昭和24年4月ごろから同年11月ごろまで勤めていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたと申し立てているB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、管轄法務局は、「該当する法人登記簿は見当たらない。」と回答していることから、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主、同僚等の氏名を記憶していないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 1 月 2 日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社における厚生年金保険加入記録が昭和 40 年 11 月 3 日から 41 年 1 月 1 日までの 2 か月となっていた。私は、40 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人のA社における離職日は昭和 40 年 12 月 31 日となっていることが確認できる。

また、A社は休業しており、当時の事業主は死亡している上、現在の事業主は、「申立期間当時の関連書類は現存していない。」と回答していること、及び申立人の複数の同僚からも、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたとの供述が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 39 年から 41 年までの間に被保険者資格を取得した者のうち、約 2 か月以内に同資格を喪失している者が多数確認できる上、同僚の一人も、「昭和 41 年ごろは、従業員の入れ替わりが激しく、A社の約半数の従業員が 2 か月以内に同社を辞めていた。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 53 年 5 月 8 日から 54 年 8 月 20 日まで
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 17 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間①については、大学卒業後にA社に正社員として入社し営業職に就いた。申立期間②についてはB医院、申立期間③についてはC医院において、それぞれ勤務していた期間である。

給与明細書等の資料は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所の名称及び類似事業所の名称で確認を行ったものの、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、管轄法務局において法人登記簿の記録も確認できない。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人には申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶しておらず供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申

立人が当該期間においてB医院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、当時の事業主は死亡しており、その妻に照会したところ、「申立期間を含め閉院するまでの期間、当院は厚生年金保険に加入したことはない。」と供述しており、元事業主及びその妻に、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人が記憶する同僚のうち、連絡が取れた同僚一人は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該同僚は、「B医院では厚生年金保険の適用は無かった。」と供述している。

- 3 申立期間③については、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が当該期間にC医院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、元事業主は、「申立期間を含め閉院するまでの期間、当院は厚生年金保険に加入したことはない。」と供述しており、同事業主には、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人が記憶する同僚については、生年月日等が不明であるため特定することができず、当該期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から24年10月24日まで
昭和19年にA社海運部門（B社を経て、現在は、C社）に通信士として入社し、定年退職するまで中途退職などすることも無く同社に継続勤務したが、ねんきん特別便では申立期間について船員保険の記録が無いので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録は無いとの回答を得た。

申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管するD会の人事記録によれば、「昭和23年10月1日から24年9月30日まで在學員」、「昭和24年10月24日、B社受入」の旨が記録されている上、同社が保管するD会の船員保険被保険者票には「23. 10. 1 別科入学、在学喪失」、「24. 10. 24 再取得」と記録されており、船員保険被保険者資格の喪失及び再取得の手续が行われたことが確認できる。

また、当該事業所は、申立期間の申立人に係る船員保険の適用について、「人事記録及び船員保険被保険者票の資料によれば、申立期間は社命による上級の海技免状取得等を目的とした別科入学中の在學員の期間であり、船員保険から適用を除外していたので、船員保険の被保険者ではなかった。」と回答している。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）におけるD会に係る資格喪失年月日、B社に係る資格取得年月日は、いずれもオンライン記録と一致している。

なお、D会、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。